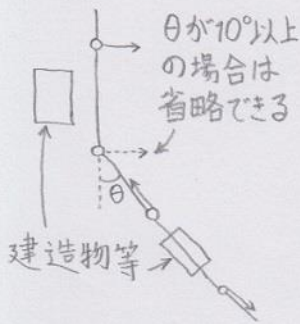


412. 35kV以下特別高圧架空電線路の施設(解釈②)

<支線の施設>



35kV以下特別高圧架空電線路が、建造物、道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線等、低圧もしくは高圧の架空電線もしくは高圧の電車線(以下「建造物等」という)と第2次接近状態に施設される場合、支持物(鉄塔を除く)には、建造物等と接近する側の反対側に支線を施設しなければならない→ただし、次の場合はこの支線を省略できる。・特別高圧架空電線路が、建造物等と接近する側の反対側に10度以上の水平角度をなす場合(左図参照)。・特別高圧架空電線路の支持物が、B種鉄筋コンクリート柱またはB種鉄柱であって、常時想定荷重に1.96kNの水平横荷重を加算した荷重に耐えるものである場合。

・特別高圧架空電線路の支持物がB種鉄筋コンクリート柱またはB種鉄柱であって、常時想定荷重の1.1倍の荷重に耐えるものである場合(ただし、電線は特別高圧絶縁電線であり、かつ当該特別高圧架空電線路の支持物と、これに隣接する支持物との径間がいずれも75m以下である事、またはケーブルである事)

<電線>

①電線の太さまたは引張強さ: 35kV以下特別高圧架空電線路に使用する電線(ケーブルは除く)の太さまたは引張強さは、下記に規定する値以上でなければならない

・一般: 引張強さ8.71kN以上のより線または断面積が22mm²以上の硬銅より線

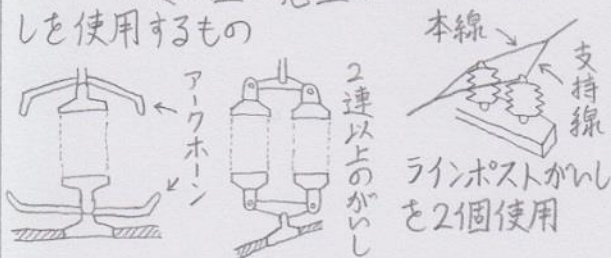
・市街地: 引張強さ21.67kN以上のより線または断面積が55mm²以上の硬銅より線

・なお、ケーブルはちょう架用線にちょう架して施設するため、ケーブル自体の太さまたは引張強さは特に規制していない(具体的な施工方法は、解釈第86条を参照)

②電線の安全率: #408 ③電線の安全率と同じ

<がいし装置>

特別高圧架空電線を支持するがいし装置は、所定の想定荷重が電線の取り付け点にかわるものとして計算した場合に、安全率が2.5以上となる強度を有するように施設しなければならない。50%衝撃ならず、また市街地のがいし装置は次のいずれかのものでなければならない。50%衝撃せん断電圧の値が、当該電線の近接する他の部分を支持するがいし装置の110%以上のもの。・アーチホーンを取り付けた懸垂がいし、長幹がいしまたはラインポストがいしを使用するもの。・2連以上の懸垂がいしまたは長幹がいしを使用するもの。・2個以上のラインポストがいしを使用するもの



市街地ではがいしを増結して、フラッシュオーバを起こす電圧を市街地外の1.1倍にするという事

要するに



110% 50% 衝撃せん断電圧? 以上?

